

第六章 医務・薬務

第六章 医務・薬務

1 医療関係施設

(1) 内容 医療法等に基づく施設の開設・廃止・改築等の許可申請・届出の受理
(病院、病床許可については許可申請、届出を兵庫県に進達している。)

(2) 各施設数

①医療関係施設数(年度末)

年 度	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助 産 所	施 術 所	歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所
3	35	423	279	12	450	115	4
4	34	422	283	14	455	111	4
5	34	427	285	15	456	112	4
6	34	429	280	15	451	107	3
7	33	435	280	19	455	108	3

②開設者別病院数・許可病床数(令和7年度末)

区 分	病 院 数	許 可 病 床 数				
		総 数	精 神	感染症	療 養	一 般
独立行政法人	1	405	0	0	0	405
兵庫県	1	736	16	0	0	720
日本赤十字社	1	560	0	6	0	554
医療法人	27	4,030	952	0	794	2,284
会社・事業所	0	－	0	0	0	0
その他の法人	1	48	0	0	0	48
個人	2	266	0	0	216	50
合 計	33	6,045	968	6	1,010	4,061

※結核病床については、姫路市内はなし。

③開設者別診療所数・病床数(令和7年度末)

区 分	一般診療所	歯科診療所
国 立	3	0
県 立	0	0
市 立	10	0
日 赤	2	0
医療法人	161	62
会社・事業所	6	0
その他の法人	54	2
個 人	199	216
内 無床診療所	420	280
有床診療所	15 (0)	－
誤 病 床 数	196 (0)	－

※ () は、療養病床を持つ診療所数及び療養病床数。(再掲)

(3) 医療従事者届出数

内容 医師等下記の職種については、厚生労働省令で定める事項を2年ごとに届出なければならない。この届出を受理し、県に進達している。

(各年12月31日現在)

年度	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
30	1, 234	382	1, 249	106	178	5, 731	1, 075
2	1, 296	405	1, 293	120	181	6, 047	973
4	1, 409	404	1, 334	141	205	6, 550	951
6	1, 495	409	1, 369	131	194	6, 777	864

※医師、歯科医師、薬剤師数は、厚生労働省統計一覧(ホームページ掲載)による。

※保健師、助産師、看護師、准看護師数は、兵庫県内看護等業務従事者届の集計結果報告による。

2 薬事関係施設

(1) 内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）、毒物及び劇物取締法に基づく施設の開設、廃止、変更等の許可申請、届出を受理している。また、医薬品医療機器等法に基づく登録販売者に係る申請、麻薬及び向精神薬取締法・覚醒剤取締法に係る許可申請、届出を受理し、兵庫県に進達している。

(2) 各施設数（年度別）

①医薬品医療機器等法関係施設数

年度	薬局	医薬品店舗 販売業	高度管理医療機器等 販売業	高度管理医療機器等 貸与業	高度管理医療機器等 販売・貸与業	管理医療機器 販売業	管理医療機器 貸与業	管理医療機器 販売・貸与業
3	269	140	197	－	125	1,446	2	104
4	268	143	199	－	132	1,466	3	103
5	268	145	217	－	130	1,478	3	106
6	267	146	219	－	133	1,492	3	106
7	274	146	232	－	138	1,519	3	106

※平成27年度の兵庫県からの権限移譲に伴い、高度管理医療機器等販売業・貸与業に係る許可申請、届出を受理している。

②毒物及び劇物取締法関係施設数

年度	毒物劇物一般 販売業	毒物劇物農業用 品目販売業	毒物劇物特定 品目販売業
3	234	14	2
4	231	12	2
5	235	10	2
6	235	9	2
7	235	9	2

3 医務・薬務申請等取扱状況

(1) 内容 医療法等に基づく、施設の開設・廃止、免許等の申請・届出の受理
※兵庫県に進達するものを含む。

(2) 医務・薬務関係取扱件数(年度別)

		件 数
3		5,737
4		6,924
5		6,709
6		6,138
7		7,018
内 訳	医療法関係	982
	救急病院等を定める省令関係	16
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(指定医療機関)関係	37
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法関係	97
	医師法関係	55
	歯科医師法関係	17
	薬剤師法関係	70
	診療放射線技師法関係	25
	保健師助産師看護師法関係	611
	死体解剖保存法関係	1
	理学療法士及び作業療法士関係	120
	母体保護法(受胎調節実地指導員)関係	2
	視能訓練士法関係	13
	臨床検査技師等に関する法律関係	24
	歯科技工士法関係	11
	麻薬及び向精神薬取締法・覚醒剤取締法関係	2,857
	医薬品医療機器等法関係	1,922
	毒物及び劇物取締法関係	62
	栄養士法関係	96

4 医療安全相談

(1) 目的 医療機関における患者サービスの向上を図り、医療の安全と信頼を高める。

(2) 対象 市内の医療機関等に関する相談

(3) 内容 医療法第6条の13の規定に基づき医療安全相談窓口を設置し、医療に関する患者や家族からの苦情や相談に対応するとともに、医療機関や患者に対して必要な助言や情報提供を行う。

(4) 相談件数 (年度別)

医療安全等相談件数一覧表

年度	医療行為・医療内容		コミュニケーション に関すること	医療機関 の施設	医療情報の取扱 1カルテ開示 2セカンドオピニオン 3その他	医療費関係 (診療報酬等)	その他	合計
		うち医療事故調査・支援センターに関連したもの						
3	86	0	56	7	9	19	46	223
4	110	0	73	2	12	12	78	287
5	140	0	35	4	7	23	72	281
6	118	0	44	6	13	18	38	237
7	160	2	44	5	15	15	44	283

5 医療施設等立入検査

- (1) 目的 各法令が遵守されているか、また必要な届出がされているか等を確認し、指導を行っている。
- (2) 対象 市内の医療機関、医薬品販売等施設
- (3) 内容 市民に医療を提供する場である医療機関や医薬品販売等施設の適正な運営を確保するため、医療法、医薬品医療機器等法をはじめとする各法令に基づく立入検査を実施している。
- (4) 方法 病院については年1回以上、その他の施設についても定期的の実施している（一部施設は開設時のみ）。

(5) 実施状況（年度別）

年 度	総 数	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助 産 所	施 術 所	歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所	薬 局	医薬品店舗販売業	医療機器等 販売業等	高度管理	毒物劇物販売業			
													一般販売業	農薬用品目販売業	特定品目販売業	業務上取扱者
3	152	35	10	4	1	29	6	2	16	11	19	15	0	1	3	
4	285	34	43	28	2	16	4	2	36	15	38	19	3	1	44	
5	246	34	51	23	0	10	1	2	47	19	35	21	2	0	1	
6	309	34	20	14	0	15	2	2	68	47	75	31	0	1	0	
7	223	34	23	1	2	22	3	1	44	30	53	9	1	0	0	

(6) 病院立入検査結果（年度別）

年度	病院総数	立入検査 実施数	指摘・指導	
			施設数	項目数
3	35	35	5	6
4	34	34	8	22
5	34	34	14	19
6	34	34	9	17
7	33	34	5	10

※文書による指摘・指導数

令和8年3月31日現在

社医…社会医療法人／医…医療法人／個…個人／他…その他法人／独…独立行政法人／県…県立／赤…日赤
結核病床については、姫路市内はなし。